

議案第10号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

多子世帯における国民健康保険税の負担軽減の観点から、未就学児を含む18歳以下の被保険者のうち第2子以降の被保険者に係る国民健康保険税を減免することに伴い、当該減免に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条に1項を加える改正規定中、次の表の改正前の欄に掲げる改正規定を同表の改正後の欄に掲げる改正規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である<u>第1子</u>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である<u>第1子</u>につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,100円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,500円</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,100円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,500円</p>

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 5,000円	イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 5,000円
ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円	ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

次の表の改正前の欄に掲げる改正規定を同表の改正後の欄に掲げる改正規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児である第1子を除く。)<u>が属する世帯の者</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児を除く。)<u>が属する世帯の者</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。